

第22号（令和元年12月13日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【健康福祉局障害福祉課】 3
- △ 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害福祉課】 4
- △ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】 5
- △ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則【資源循環局一般廃棄物対策課】 6

【告示】

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 8
- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 28
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 29

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 36
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 37
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 38
- △ 同 【経済局商業振興課】 39
- △ 同 【経済局商業振興課】 40
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 41
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壌環境課】 42
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 44
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壌環境課】 45

△ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	46
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	47
△ 横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	48
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	49
△ 同【建築局調整区域課】	50
△ 同【建築局調整区域課】	51
△ 同【建築局調整区域課】	52
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	53
△ 市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	54
△ 二俣川駅南口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	55
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	56
△ 同【栄区地域振興課】	57
[区公告]	
△ 漂流物（沈没品）の引渡し【中区総務課】	58
△ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【南区総務課】	59
[消防局]	
△ 市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【総務課】	62
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	65
[区選挙管理委員会]	
△ 委員の氏名【栄区】	67
△ 委員長等の氏名【港北区】	68
△ 同【緑区】	69
△ 同【青葉区】	70
△ 同【都筑区】	71
[人事委員会]	
△ 横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	72

規 則

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第38号

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正す
る条例の施行期日を定める規則

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例（
平成30年3月横浜市条例第29号）は、令和2年1月10日から施行す
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第39号

横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（平成4年8月横浜市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」を「障害者スポーツ文化センター」に改める。

第4条第2項第4号中「センター又はラポール上大岡」を「当該センター」に改める。

別記様式中「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール・ラポール上大岡」を「ラポール上大岡・横浜ラポール」に改め、同様式注意(5)中「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール又はラポール上大岡」を「当該障害者スポーツ文化センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月10日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第40号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年3月横浜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1号様式第1面中

「

(3) 成年被後見人であること。	有・無
------------------	-----

を

」

「

(3) 精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。	有・無 〔 〕
---	------------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第41号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号）の一部を次のように改正する。
第18号様式裏面中

「

電話 ()
収集・運搬 (保管・積替えを除きます。 含みます。) ・処分 () ・最終処分 ()

」

を

「

電話 ()
F A X ()
収集・運搬 (保管・積替えを (除く ・ 含む)) ・処分 ()

」

に改め、

「次の書類を添付してください。

- 1 (変更後の) 事業計画書
- 2 住民票 (法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 3 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 4 (変更に関する) 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (最終処分場の場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面)
- 5 一般廃棄物の処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除きます)

。) を業とする場合は、処分後の廃棄物の処理方法を記載した書類

6 一般廃棄物の埋立処分を業とする場合は、埋立処分の用に供される土地の登記事項証明書

7 その他市長が必要と認める書類

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 339 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（税専用（30-01））	令和2年1月1日	 （方 21 ミリメートル）
横浜市区長印（税専用（30-02））	令和2年1月1日	 （方 21 ミリメートル）

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（税専用（30-01））	令和2年1月1日	 （方 21 ミリメートル）
横浜市区長印（税専用（30-02））	令和2年1月1日	 （方 21 ミリメートル）

横 浜 市 告 示 第 340 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 する 条 例 （ 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ） 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 する 条 例 （ 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ） 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ） 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ） 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ） 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ） 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ） 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 （ 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ） に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 341 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和元年9月1日	ひだまり歯科医院	緑区三保町 3,016 番地の11
令和元年9月24日	坂本薬局妙蓮寺店	港北区菊名一丁目2番4号
令和元年9月30日	日本調剤元町通り薬局	中区石川町1丁目11番地
令和元年10月1日	カレン薬局南横浜店	港南区上大岡西二丁目1番19号
同	つかさハートクリニック	港南区上永谷二丁目11番1号
同	都岡マリン薬局	旭区都岡町42番地の13
同	すみれ整形外科クリニック	都筑区池辺町 4,035 番地の1
同	医療法人社団高松歯科医院	戸塚区名瀬町 765 番地の39
令和元年10月5日	高橋眼科医院	神奈川区西神奈川三丁目17番地の11
令和元年11月1日	ハックドラッグシェア 鶴見薬局	鶴見区鶴見中央一丁目1番2号
同	薬局マツモトキヨシ 鶴見駅西口店	鶴見区豊岡町2番2号
同	足の静脈瘤クリニック 横浜院	西区北幸二丁目5番22号
同	医療法人社団陽友会 ゆう在宅クリニック 旭	旭区二俣川1丁目67番地の4
同	みらい在宅クリニック 金沢	金沢区能見台通33番20号
同	しんよこ駅前整形外科 リウマチ科	港北区篠原町 3,014 番地の2
同	ハックドラッグ横浜 新吉田東薬局	港北区新吉田東五丁目45番1号
同	クオール薬局東急長津田駅店	緑区長津田四丁目1番1号
同	あっぷりけキッズク	緑区長津田四丁目11

	クリニック	番 14 号
同	河村内科クリニック	青葉区藤が丘二丁目 31番地の20
同	なみき薬局藤が丘店	青葉区藤が丘二丁目 31番地の20
同	よつ葉整形外科本郷 台	栄区小菅ケ谷四丁目 19番5号

横浜市告示第 342 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 12月1日	野 田 千 種	訪問鍼灸マッサー ーJ K E i R O W 横浜港南ステ ーション	港南区港南台一丁 目6番2号
同	榎 本 要	マッサーレジレイ ス治療院港南	港南区港南台三丁 目22番11号
同	峯 村 敏 樹	同	同
同	井 上 大 且	訪問鍼灸マッサー ーJ K E i R O W 保土ヶ谷ステ ーション	保土ヶ谷区星川一 丁目17番2号
同	鈴 木 雅 貴	訪問リハビリマ ッサージあん寿 横浜北	旭区中希望が丘11 3番地の9
同	齋 藤 夏 生	開設なし	金沢区柳町31番地 の8
同	池 邊 純 也	つなしま元気整 骨院	港北区綱島西二丁 目13番1号
同	大 嶋 和 成	開設なし	港北区仲手原一丁 目18番10号
同	兵 頭 佑 季 彦	開設なし	都筑区荏田東三丁 目18番12号
同	小 宮 美 香	みんなの太陽治 療院	都筑区南山田二丁 目7番19号
同	田 辺 恵 子	同	同
同	大 野 龍 一	戸塚あおば整骨 院	戸塚区戸塚町10番 地
同	三 好 拓 也	からだ元気治療 院戸塚・泉店	戸塚区戸塚町4,00 0番地の5
同	高 橋 弘 有	あかね訪問マッ サーJ治療院	泉区緑園六丁目46 番地の21
同	松 川 純 一	同	同
同	山 下 愛	同	同

横浜市告示第 343 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
令和元年 10月1日	(新)アイン薬局飯島店	栄区飯島町 1,329 番地の 3
	(旧)たんぽぽ薬局飯島店	
令和元年 10月21日	ほんだ眼科クリニック	(新)緑区中山四丁目31番23号
		(旧)緑区中山町 219 番地
令和元年 10月24日	(新)金沢文庫片山歯科	金沢区谷津町 343 番地
	(旧)片山歯科医院	
令和元年 11月1日	(新)医療法人恵和善隣会木下クリニック	港南区丸山台三丁目11番15号
	(旧)木下クリニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年 10月1日	特定非営利活動法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉フルール訪問看護ステーション	泉区中田南二丁目11番40号
			(旧)たすけあい泉訪問看護ステーション	

横浜市告示第 344 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	氏 名	名 称	所在地
令和元年 10月1日	小 川 裕 子	(新) はり・きゅう・ マッサージみどりの風	(新) 都 筑 区 川 和 町 1,471 番 地
		(旧) はり・きゅう・ マッサージみどりの風 横浜 緑	(旧) 緑 区 台 村 町 51 6 番 地
同	田 島 浩	(新) 株 式 会 社 ア メ ニ ティーサービス 横 浜 北 営 業 所 鍼 灸 ・ マ ッ サ ー ジ 院	(新) 都 筑 区 仲 町 台 二 丁 目 1 番 19 号
		(旧) ま ご こ ろ マ ッ サ ー ジ 鍼 灸 院	(旧) 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 3 番 25 号
令和元年 10月7日	荒 井 太 郎	(新) い っ ぽ 整 骨 院	(新) 旭 区 万 騎 が 原 138 番 地 の 25
		(旧) 仲 町 台 フ ァ ミ リ 一 整 骨 院	(旧) 都 筑 区 仲 町 台 一 丁 目 23 番 13 号
令和元年 10月21日	中 村 暢 男	大 沢 接 骨 院	(新) 緑 区 中 山 四 丁 目 41 番 11 号
			(旧) 緑 区 中 山 町 15 7 番 地

横浜市告示第 345 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年 12 月 13 日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元年 8 月 31 日	ひだまり 歯科医院	緑区三保町 3,016 番地の 11
令和元年 9 月 17 日	新横浜駅前整形外科 ・皮フ科	港北区篠原町 3,014 番地の 2
令和元年 9 月 23 日	坂本薬局 妙蓮寺店	港北区菊名一丁目 3 番 12 号
令和元年 9 月 29 日	桂元堂薬局 石川町店	中区石川町 1 丁目 11 番地
令和元年 9 月 30 日	誠友医院	中区山下町 113 番地の 4
同	カレン薬局 南横浜店	港南区上大岡西二丁目 1 番 19 号
同	つかさハートクリニック	港南区上永谷二丁目 11 番 1 号
同	都岡マリン薬局	旭区都岡町 42 番地の 13
同	医療法人社団桜栄会 すみれ整形外科クリニック	都筑区池辺町 4,035 番地の 1
同	医療法人社団高松歯 科医院	戸塚区名瀬町 532 番地の 1
令和元年 10 月 4 日	高橋眼科医院	神奈川区西神奈川三丁目 17 番地の 11
令和元年 10 月 21 日	藤井歯科医院	港南区日限山四丁目 5 番 25 号
令和元年 10 月 26 日	小石川外科医院	旭区四季美台 25 番地
令和元年 10 月 31 日	たに内科クリニック	中区伊勢佐木町 5 丁目 125 番地
同	ほしの内科横濱関内 クリニック	中区真砂町 3 丁目 38 番地
同	ツクイ薬局 保土ヶ谷 店	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 16 番地の 4

横 浜 市 告 示 第 346 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
平成30年5月31日	萩本潤平	中山はぎもと整骨院	緑区中山町322番地の2
令和元年6月2日	川端友成	てごころ鍼灸マッサー治療院 新羽	港北区新羽町1,811番地

横 浜 市 告 示 第 347 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和元年12月13日

横 浜 市 長 林 文 子

1 診 療 所 又 は 薬 局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 元 年 11 月 22 日	杉 田 歯 科 ク リ ニ ッ ク	磯 子 区 中 原 四 丁 目 26 番 27 号

横浜市告示第 348 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年9月1日	有限会社大樹	戸塚区川上町84番地の1	平安薬局	港北区新横浜一丁目11番地の5

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月1日	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台5番地の10	花物語かもい	緑区鴨居七丁目1番9号
同	同	同	花物語なかやま	緑区中山四丁目14番31号

3 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団三喜会	秦野市鶴巻北1丁目16番1号	医療法人社団三喜会横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1,726番地の7

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年9月1日	有限会社大樹	戸塚区川上町84番地の1	平安薬局	港北区新横浜一丁目11番地の5

5 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月1日	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台5番地の10	花物語かもい	緑区鴨居七丁目1番9号
同	同	同	花物語なかやま	緑区中山四丁目14番31号

横浜市告示第 349 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年 12月1日	ウェルビーイング株式会社	戸塚区平戸三丁目9番8号	めぐみケア横浜南訪問介護事業所	(新)南区六ツ川一丁目220番地の1
				(旧)南区大岡二丁目7番1号
令和元年 10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉ケアデザインセンター訪問介護事業所	泉区中田南三丁目24番9号
			(旧)たすけあい泉訪問介護事業所	

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	特定非営利活動法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉フルール訪問看護ステーション	泉区中田南二丁目11番40号
			(旧)たすけあい泉訪問看護ステーション	

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成25年 3月25日	有限会社加藤回陽堂	中区伊勢佐木町2丁目87番地	加藤回陽堂薬局蓬萊町店	(新)中区蓬萊町2丁目3番地の2
				(旧)中区蓬萊町2丁目3番地の7
令和元年 8月14日	株式会社阪神調剤薬局	(新)東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	阪神調剤薬局横浜鶴見店	鶴見区下末吉三丁目7番19号

		(旧)兵庫県芦屋市大榭町1番18号		
同	同	(新)東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	阪神調剤薬局 横浜新山下店	中区新山下三丁目13番22号
		(旧)兵庫県芦屋市大榭町1番18号		
同	同	(新)東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	阪神調剤薬局 港南台医療モ ール店	港南区港南台五丁目23番30号
		(旧)兵庫県芦屋市大榭町1番18号		
同	同	(新)東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	サカエフアー マシー日限山 店	港南区日限山二丁目1番33号
		(旧)兵庫県芦屋市大榭町1番18号		
同	同	(新)東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	コトブキ調剤 薬局横浜店	保土ヶ谷区狩場町209番地
		(旧)兵庫県芦屋市大榭町1番18号		
令和元年 9月1日	株式会社ア インフアー マシーズ	札幌市白石 区東札幌五 条2丁目4 番30号	(新)アイン薬局 大口店 (旧)たんぽぽ薬 局大口店	神奈川区神之 木町19番15号

4 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年 4月1日	医療法人社 団山本記念 会	都筑区東山 1,552 番地	(新)エールサポ ート (旧)介護予防リ ハビリセンタ ー港北	港北区綱島東 五丁目11番10 号
令和元年 10月1日	社会福祉法 人たすけあ い泉	泉区中田南 三丁目24番 9号	(新)たすけあい 泉にじりハビ リデイ (旧)たすけあい 泉リハビリデ	(新)泉区中田南 四丁目26番10 号 (旧)泉区中田南 三丁目24番9

イ「にじ」 号

5 居宅介護事業者（短期入所生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月1日	特定非営利活動法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉にじショー トステイ (旧)短期入所生活介護たすけあい泉「にじ」	泉区中田南四丁目26番10号

6 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉暮らしのデザインセンター福祉用具事業所 (旧)たすけあい泉福祉用具貸与事業所	泉区中田南三丁目24番9号

7 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉暮らしのデザインセンター福祉用具事業所 (旧)たすけあい泉福祉用具貸与事業所	泉区中田南三丁目24番9号

8 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年7月1日	株式会社テトテ	神奈川県神奈川区広台太田町2番地の4	(新) i k i i k i ケア東神奈川 (旧)いきいきらいふSPA東神奈川	神奈川県神奈川区広台太田町2番地の4

9 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年	社会福祉法	南区中村町	(新)しえんて関	(新)中区山下町

10月1日	人横浜社会 福祉協会	5丁目 315 番地	内 (旧)特別養護老人ホーム本牧原 ホーム居宅介護 支援センター	252番地 (旧)中区本牧原 6番2号
同	社会福祉法 人たすけあ い泉	泉区中田南 三丁目 24番 9号	(新)たすけあい 泉ケアデザイン センター居宅 介護支援事 業所 (旧)たすけあい 泉居宅介護支 援事業所	泉区中田南三 丁目 24番 9号

10 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 10月1日	特定非営利 活動法人た すけあい泉	泉区中田南 三丁目 24番 9号	(新)たすけあい 泉フルール訪 問看護ステー ション (旧)たすけあい 泉訪問看護ス テーション	泉区中田南二 丁目 11番 40号

11 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成25年 3月25日	有限会社加 藤回陽堂	中区伊勢佐 木町 2丁目 87番地	加藤回陽堂薬 局蓬萊町店	(新)中区蓬萊町 2丁目 3番地 の 2 (旧)中区蓬萊町 2丁目 3番地 の 7
令和元年 8月14日	株式会社阪 神調剤薬局	(新)東京都港 区虎ノ門 1 丁目 1番 12 号 (旧)兵庫県芦 屋市大榭町 1番 18号	阪神調剤薬局 横浜鶴見店	鶴見区下末吉 三丁目 7番 19 号
同	同	(新)東京都港 区虎ノ門 1 丁目 1番 12 号 (旧)兵庫県芦 屋市大榭町 1番 18号	阪神調剤薬局 横浜新山下店	中区新山下三 丁目 13番 22号
同	同	(新)東京都港	阪神調剤薬局	港南区港南台

		区 虎ノ門 1 丁目 1 番 12 号	港 南 台 医 療 モ ー ル 店	五 丁 目 23 番 30 号
		(旧) 兵 庫 県 芦 屋 市 大 柵 町 1 番 18 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 虎ノ門 1 丁目 1 番 12 号	サ カ エ フ ァ ー マ シ ー 日 限 山 店	港 南 区 日 限 山 二 丁 目 1 番 33 号
		(旧) 兵 庫 県 芦 屋 市 大 柵 町 1 番 18 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 虎ノ門 1 丁目 1 番 12 号	コ ト ブ キ 調 剤 薬 局 横 浜 店	保 土 ケ 谷 区 狩 場 町 209 番 地
		(旧) 兵 庫 県 芦 屋 市 大 柵 町 1 番 18 号		
令 和 元 年 9 月 1 日	株 式 会 社 ア イ ン フ ァ ー マ シ ー ズ	札 幌 市 白 石 区 東 札 幌 五 条 2 丁 目 4 番 30 号	(新) ア イ ン 薬 局 大 口 店 (旧) た ん ぽ ぽ 薬 局 大 口 店	神 奈 川 区 神 之 木 町 19 番 15 号

12 介護予防事業者（介護予防短期入所生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 10月1日	特定非営利 活動法人た すけあい泉	泉区中田南 三丁目24番 9号	(新) たすけあい 泉にじショー トステイ (旧) 短期入所生 活介護たすけ あい泉「にじ 」	泉区中田南四 丁目26番10号

13 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 10月1日	社会福祉法 人たすけあ い泉	泉区中田南 三丁目24番 9号	(新) たすけあい 泉暮らしのデ ザインセンタ ー福祉用具事 業所 (旧) たすけあい 泉福祉用具貸 与事業所	泉区中田南三 丁目24番9号

14 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和元年 10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉暮らしのデザインセンター福祉用具事業所	泉区中田南三丁目24番9号
			(旧)たすけあい泉福祉用具貸与事業所	

15 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
平成30年 12月1日	ウェルビーイング株式会社	戸塚区平戸三丁目9番8号	めぐみケア横浜南訪問介護事業所	(新)南区六ツ川一丁目220番地の1 (旧)南区大岡二丁目7番1号
令和元年 10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉ケアデザインセンター訪問介護事業所	泉区中田南三丁目24番9号
			(旧)たすけあい泉訪問介護事業所	

16 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
平成31年 4月1日	医療法人社団山本記念会	都筑区東山田町1,552番地	(新)エールサポート	港北区綱島東五丁目11番10号
			(旧)介護予防リハビリセンター港北	
令和元年 7月1日	株式会社テトテ	神奈川県広台太田町2番地の4	(新) i k i i k i ケア東神奈川	神奈川県広台太田町2番地の4
			(旧)いきいきらいふSPA東神奈川	
令和元年 10月1日	社会福祉法人たすけあい泉	泉区中田南三丁目24番9号	(新)たすけあい泉にじりハビリティ	泉区中田南四丁目26番10号
			(旧)たすけあい泉リハビリデイ「にじ」	

横浜市告示第 350 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月1日	株式会社みずのと	瀬谷区南瀬谷二丁目3番地の16	ヘルパーセンターみずのと	瀬谷区南瀬谷二丁目3番地の16
令和元年10月31日	株式会社ハドウスビッド	中区不老町1丁目6番地の9	ヨコハマ介護ステーション	中区不老町1丁目6番地の9
同	株式会社ケア21	大阪市北区堂島2丁目2番2号	ケア21港北	港北区大豆戸町664番地の2
同	医療法人社団健生会	青葉区あざみ野四丁目2番地の4	医療法人社団健生会在宅療養部	青葉区あざみ野四丁目2番地の4

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年9月30日	医療生協かながわ生活協同組合	戸塚区戸塚町3,880番地の2	医療生協かながわ生活協同組合訪問看護ステーションいずみ	泉区和泉中央南四丁目1番1号

3 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年8月31日	社会福祉法人藤雪会	厚木市旭町2丁目3番13号	デイサービスポポロ中山	緑区中山三丁目6番25号

4 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月31日	医療法人東ク整形外科クリニック	港北区菊名二丁目25番1号	東整形外科クリニック通所リハビリテーションセンター	港北区菊名二丁目25番1号

5 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月31日	レジオン株式会社	磯子区森三丁目9番12号	福祉の森レンタル事業部	磯子区森三丁目9番12号

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月31日	レジオン株式会社	磯子区森三丁目9番12号	福祉の森レンタル事業部	磯子区森三丁目9番12号

7 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年9月30日	社会福祉法人開く会	泉区中田西一丁目11番2号	横浜市新橋地域ケアプラザ	泉区新橋町33番地の1

8 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年9月30日	有限会社山の手台ケアサービス	青葉区奈良三丁目8番地の28	有限会社山の手台ケアサービス	青葉区奈良三丁目8番地の28
令和元年10月1日	医療法人誠心会	旭区川井本町122番地の1	訪問看護ステーションかわい	旭区川井本町122番地の1
令和元年10月31日	社会福祉法人藤嶺会	旭区上川井町1,241番地の1	介護支援センターあけぼの会	旭区上川井町1,241番地の1
同	株式会社ケア21	大阪市北区堂島2丁目2番2号	ケア21港北	港北区大豆戸町664番地の2

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年9月30日	医療生協かながわ生活協同組合	戸塚区戸塚町3,880番地の2	医療生協かながわ生活協同組合訪問看護ステーションいずみ	泉区和泉中央南四丁目1番1号

10 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年10月31日	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町550番地の1	介護老人保健施設リハビリゾート青葉	青葉区奈良四丁目6番地の13

11 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年10月31日	レジオン株式会社	磯子区森三丁目9番12号	福祉の森レンタル事業部	磯子区森三丁目9番12号

12 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年10月31日	レジオン株式会社	磯子区森三丁目9番12号	福祉の森レンタル事業部	磯子区森三丁目9番12号

13 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年9月30日	株式会社スイミー	青葉区鴨志田町556番地の8	フラワーデイコスモス	青葉区鴨志田町556番地の8

横浜市告示第 351 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年12月1日	そがこどもクリニック	都筑区茅ヶ崎中央1番2号	病院又は診療所
同	よこはまにししかげ小児科アレルギー科	神奈川区台町15番地の1	同
同	あっぷりけキッズクリニック	緑区長津田四丁目11番14号	同
令和元年11月1日	クオール薬局 笠間店	栄区笠間五丁目31番11号	薬局
令和元年12月1日	薬局 マツモトキヨシ 鶴見駅西口店	鶴見区豊岡町2番2号	同
同	ハックドラッグ シアル 鶴見薬局	鶴見区鶴見中央一丁目1番2号	同
同	ハックドラッグ 横浜新吉田東薬局	港北区新吉田東五丁目45番1号	同
同	クオール薬局 東急長津田駅店	緑区長津田四丁目1番1号	同
同	阪神調剤薬局 横浜元町店	中区山下町112番地の4	同
同	シナモン薬局	磯子区岡村七丁目24番21号	同
同	ヒカリ薬局 鶴見店	鶴見区下野谷町4丁目177番地	同
同	ゆい 藤が丘訪問看護ステーション	青葉区藤が丘二丁目3番地の1	訪問看護事業者

横浜市告示第 352 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	診療科目	障害区分	指定医師名
令和元年 10月1日	公立大 学法人 横浜市 立大 学附属 総合 セン ター	南区浦 舟町 4丁目 57番地	眼科	視覚障害	伊藤 亜里沙
同	順伸ク リニッ ク小 児科 眼科	青葉区 荏子 田二 丁目 2番 地の 9	眼科	視覚障害	入戸 野 晋
同	医療法 人社会 福祉 会 鶴	鶴見中 央5 丁目 14 番 25 号	リハビ レー ション 科	音声機 能障害 、自 由	岩間 洋 亮
同	医療法 人財 会 東 塚 院	戸塚区 品濃 町5 48 番 地の 7	脳神経 外科	音声機 能障害 、自 由	木村 尚 平
同	昭和 大 学 昭 藤 院	青葉区 藤丘 一丁 目3 0番 地	整形外 科	肢体不 自 由	新井 昌 幸
同	公立大 学法人 横浜市 立大 学附属 病院	金沢区 福三 丁目 9番 地	脳神経 内科	肢体不 自 由	川本 裕 子
同	独立行 政法 院 横 浜 セ ン ター	戸塚区 原宿 三丁 目6 0番 2号	脳神経 内科	肢体不 自 由	小島 麻 里
同	つるみ ろー ク リ ニ ッ	鶴見区 下吉 六丁 目3 番 25	内科、 整形 外科、 神	肢体不 自 由	田 畑 忍

	ク	号	経内科、皮膚科、小児科、アレルギー科		
同	昭和大和学病 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	脳神経 内科	肢 体 不 自 由	野元祥平
同	公立大横 大法市立 附総セ	南区浦舟 町4丁目 57番地	形成外 科	肢 体 不 自 由	堀弘憲
同	独立行政 法人国機 病横セ	戸塚区原 宿三丁目 60番2号	神経内 科	肢 体 不 自 由	山崎舞子
同	公立大横 大法市立 附総セ	南区浦舟 町4丁目 57番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	池田秀平
同	神奈川 立循環器 呼吸セ	金沢区富 岡東六丁 目16番1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	大利亮太
同	公立大横 大法市立 附総セ	南区浦舟 町4丁目 57番地	呼吸器 病セ タ	呼吸器機 能障害	久保創介
同	医療法人 社会明横 旭合中病 院	旭区若葉 台四丁目 20番1号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	佐藤航太
同	公立大横 大法市立 附総セ	金沢区福 浦三丁目 9番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	陳昊
同	公立大横 大法市立 附総セ	金沢区福 浦三丁目 9番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	中島健太郎

同	医療法人社 団ゆまき 会ホケニ クアック	人う大ム リ	神奈川県 神奈川一 寺大目1 1番12号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	藤崎恭子
同	公立大横 浜大学附 属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	渡邊弘樹	
同	公立大横 浜大学附 属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	腎臓・高 血圧内 科	じん臓機 能障害	岩野剛久	
同	横浜市立 みなと赤 十字病 院	中区新山 下三丁目 12番1号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	山室めぐみ	
同	社会福祉 法人恩賜 財団支川 会奈川会 生浜市 病院	港南区港 南台三丁 目2番10 号	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	瀬上頭貴	
同	医療法人社 団ゆまき 会ホケニ クアック	神奈川県 神奈川一 寺大目1 1番12号	消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	高橋弘毅	
同	社会福祉 法人恩賜 財団支川 会奈川会 生浜市 病院	鶴見区下 吉三丁目 6番1号	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	山田暢	
同	公立大横 浜大学附 属総合 病院	南区浦舟 町4丁目 57番地	炎症性 腸疾患 センター	小腸機能 障害	中森義典	
同	独立行政 法人地域 医療機能	中区山下 268番 地	消化器 ・肝臓 内科	肝臓機能 障害	金子桂士	

	横浜柏堤 会戸塚 共立第 病院院 1	塚町 116 番地	科	由	
同	独立行政 法人地域 医療機能 推進機構 横浜保土 ヶ谷中央 病院院	保土ヶ谷 区釜台町 43番 1号	整形外科	肢体不自 由	大河内 誠
同	医療法人 社会横友 見リハビ ョン病院	鶴見区下 野谷町 4 丁目 145 番地の 1	内科	肢体不自 由	小川 敏也
同	医療法人 社会横友 見リハビ ョン病院	鶴見区下 野谷町 4 丁目 145 番地の 1	内科	肢体不自 由	小長谷 一郎
同	吉野町横 東整形外 科	南区吉野 町 3丁目 7番地の 17	整形外科	肢体不自 由	武山 憲行
同	横浜甕生 病院院	瀬谷区瀬 谷四丁目 30番地の 30	内科（ 総合）	肢体不自 由	建部 雄氏
同	公立大 法市立横 市立大 附属市 総合医 療セン ター	南区浦舟 町 4丁目 57番地	形成外 科	肢体不自 由	廣富 浩一
同	医療法人 社会横友 見リハビ ョン病院	鶴見区下 野谷町 4 丁目 145 番地の 1	リハビ ョンシ ョン科	肢体不自 由	藤田 典往
同	医療法人 社会明横 市新都 経	青葉区荏 田町 433 番地	脳神経 外科	肢体不自 由	前田 昌宏

同	医療法人 社団ゆう ま会神大 寺ホーク ケアック ニック	神奈川県 神奈川区 大寺一 丁目11 番12号	内科	肢体不自 由	松村純子
同	公立大 学横大 学 法人大 学 市立大 学 附 属 病 院	金沢区 福三丁 目9番 地	脳神経 内科、 脳卒 中 科	肢体不自 由	宮地洋輔
同	医療法人 社団晃徳 社会横山 医 院 在宅 ク リ ニ ック	保土ヶ谷 区上星 川三丁 目24号	緩和ケ ア内 科、 腫瘍 内 科、 内 科	肢体不自 由	横山太郎
同	医療法人 社団協友 会横濱鶴 見リハー ション 病 院	鶴見区 下谷町 4丁目 145番 地の1	脳神経 内科	肢体不自 由	藁谷正明
同	医療法人 明和会 亀田病 院	西区御 所山町 77番 地	循環器 内科	心臓機 能障 害	宇井進
同	新横濱 一トク ニック 市ケ尾 病 院	港北区 篠原2, 865番 地の1	循環器 内科	心臓機 能障 害	相馬真子
同	神奈川 立こども 医療セン ター	南区六 ツ川二 丁目13 8番地 の4	小児科 、 内 科	呼吸器 機 能障 害	田上幸治
同	一般財 団法人 神奈川県 警友 会 ゆう 病 院	西区み なみら い三丁 目7番 3号	内科	呼吸器 機 能障 害	渡邊利奈子
同	昭和 昭藤 院	青葉区 藤丘一 丁目30 番地	腎臓内 科	じん臓 機 能障 害	井上嘉彦
同	公立大 学横大 学 法人大 学 市立大 学	金沢区 福三丁 目9番 地	腎臓高 血圧内 科	じん臓 機 能障 害	金岡知彦

同	附属病院 西横浜国際総合病院	戸塚区汲沢町56番地	外科消化器科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	小笠原康夫
同	つながるクリニック	港南区野庭町665番地	内科、老年科、疼痛緩和内科、精神科、外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	杉山昌生
同	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	住吉賢
同	横浜鶴ヶ峰病院	旭区川島町1,764番地	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	水上博喜
同	聖隷横浜病院	保土ヶ谷区岩井町215番地	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	横山元昭
同	医療法人明会旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目20番1号	消化器外科	小腸機能障害	前田知世
同	独立行政法人地域医療推進機構横浜病院	中区山下町268番地	消化器、肝臓内科	肝臓機能障害	中河原浩史

公 告

横 浜 市 公 告 第 498 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 11 月 22 日	N P O 法 人 ぐ で ん 学 童	鈴 木 和 行	栄 区 桂 台 西 一 丁 目 43 番 2 号	こ の 法 人 は 、 保 育 が 必 要 な 小 学 校 児 童 に 対 し て 、 安 全 な 生 活 の 場 を 築 く た め の 事 業 を 行 い 、 児 童 の 心 身 と も に 健 や か な 発 達 を 援 助 す る と と も に 、 保 護 者 が 安 心 し て 就 労 で き る 環 境 を 整 え 、 健 全 で 豊 か な 地 域 社 会 の 確 立 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横 浜 市 公 告 第 499 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 11 月 22 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 す ず ら ん	上 滝 智 子	金 沢 区 朝 比 奈 町 263 番 地	こ の 法 人 は 、 金 沢 区 内 の 高 齢 者 や 、 金 沢 区 内 や 近 隣 区 の 障 が い 児 ・ 者 を 中 心 と し た 地 域 住 民 を 対 象 に 、 住 み 慣 れ た 地 域 で 安 心 し て 暮 ら せ る 事 を 目 指 し 、 地 域 住 民 の 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 を 行 い 、 地 域 福 祉 の 増 進 に 寄 与 し 、 広 く 公 益 に 貢 献 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第500号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

菊名駅ビル

港北区菊名七丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 高橋 和夫

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 越村 敏昭 東京都渋谷区南平台町5番6号	東急株式会社 代表取締役 高橋 和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号

(4) 変更の年月日

令和元年9月2日ほか

(5) 変更した理由

設置者の名称変更のためほか

2 届出年月日

令和元年11月25日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 501 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急ストアあざみ野店
青葉区あざみ野二丁目1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社
代表取締役 高橋 和夫
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 代表取締役 野本弘文 東京都渋谷区南平台町5番6号	東急株式会社 代表取締役 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号

(4) 変更の年月日

令和元年9月2日ほか

(5) 変更した理由

設置者の名称変更のためほか

2 届出年月日

令和元年11月25日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 502 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

市ヶ尾駅ビル

青葉区市ヶ尾町 1,156 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 高橋 和夫

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 代表取締役 高橋 和夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 高橋 和夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(4) 変更の年月日

令和元年 9 月 2 日

(5) 変更した理由

設置者の名称変更のため

2 届出年月日

令和元年 11 月 25 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 503 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
西 区 み な と み ら い 四 丁 目 2 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 504 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 解 除

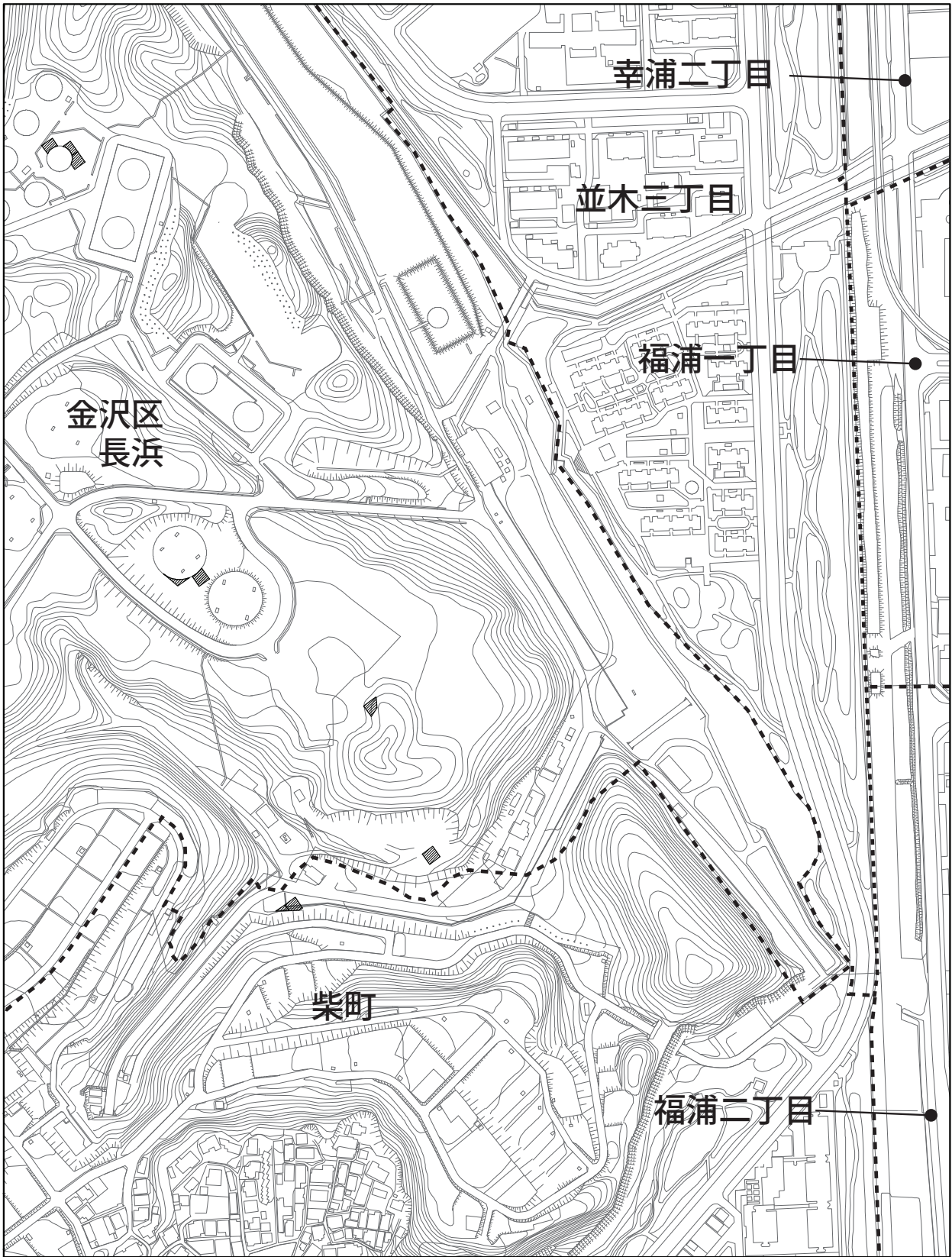
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
27 年 3 月 横 浜 市 公 告 第 194 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。


令 和 元 年 12 月 13 日

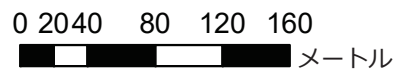
横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 柴 町 及 び 長 浜 地 内 （ 別 図 の と お り ）
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

別図



解除する形質変更時要届出区域: 



横 浜 市 公 告 第 505 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
元 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 146 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 上 星 川 三 丁 目 332 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 506 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 一 部 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 (令 和 元 年 9
月 横 浜 市 公 告 第 302 号) に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す
る 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
緑 区 上 山 一 丁 目 82 番 の 3 及 び 1,375 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 507 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	区 域	面 積	主な公園施設	供用開始の期日
今井町大上公園	保土ヶ谷区 今井町 613 番の2	別図の とおり	5,019 m ²	滑り台、 ベンチ、 水飲み	令和元年 12月16日

別図（省略）

横浜市公告第 508 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
蒔田の森公園	南区蒔田町 154 番の 1	別図のとおり 6,400 m ²	立入禁止	令和元年12月 23日から令和 2年3月31日 まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 509 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 都 市 高 速 鉄 道 事 業 の 事 業 計 画 変 更 に 係
 る 図 書 の 縦 覧

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 63 条 第 2 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 62 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 都 市 高 速 鉄
 道 事 業 の 事 業 計 画 の 変 更 に 係 る 図 書 の 写 し の 送 付 が あ っ た の で 、 同
 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 施 行 者 の 名 称
 独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
 横 浜 国 際 港 都 建 設 都 市 高 速 鉄 道 事 業
 第 6 号 相 鉄 ・ J R 直 通 線
- 3 事 業 施 行 期 間
 平 成 24 年 2 月 20 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
- 4 事 業 地 の 所 在
 - (1) 収 用 の 部 分
 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 並 び に 神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 、 羽 沢 町 字 長
 谷 、 羽 沢 町 字 聖 天 及 び 羽 沢 町 字 天 屋 地 内
 - (2) 使 用 の 部 分
 保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 及 び 東 川 島 町 並 び に 神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目
 及 び 羽 沢 南 三 丁 目 地 内
- 5 縦 覧 場 所
 中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 510 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 1 月 16 日 第 30 開 1506 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
大 和 市 大 和 南 2 丁 目 2 番 6 号
有 限 会 社 日 本 ホ ー ム カ ン パ ニ ー
代 表 取 締 役 新 倉 信 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 亀 井 町 2,035 番 の 62 から 2,035 番 の 68 ま で

横 浜 市 公 告 第 511 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 4 月 25 日 第 31 開 1501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
栄 区 野 七 里 一 丁 目 21 番 13 号
内 田 靖 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 上 郷 町 1,376 番 の 1 、 1,377 番 の 1 、 1,377 番 の 3 、 1,37
8 番 の 1 、 1,379 番 、 1,380 番 の 1 、 1,380 番 の 3 、 1,384 番 の
4 及 び 2,353 番 の 372

横 浜 市 公 告 第 512 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 7 月 10 日 第 31 開 1503 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号
株 式 会 社 飯 田 産 業
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 飯 島 町 532 番 の 16 、 532 番 の 44 か ら 532 番 の 49 ま で 及 び 57
6 番 の 3 か ら 576 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 513 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 8 月 2 日 第 31 開 1604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 三 丁 目 1 番 6 号
リ ョ ー コ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 小 泉 幸 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 三 丁 目 4,404 番 の 1 、 4,404 番 の 51 か ら 4,404
番 の 56 ま で 及 び 4,404 番 の 58

横 浜 市 公 告 第 514 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 元 年 11 月 26 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
13.78 m
- 4 廃 止 の 場 所
中 区 立 野 38 番 の 3
- 5 申 請 者 の 氏 名
中 田 眞 弘

横浜市公告第 515 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
二俣川駅南口地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年12月28日から令和2年3月31日まで
- 3 施行地区
旭区二俣川2丁目47番の9の一部、47番の11の一部、48番の1、48番の3、48番の5、48番の7から48番の9まで、48番の11から48番の19まで、48番の22から48番の24まで、48番の25の一部、48番の26、48番の27の一部、48番の28から48番の31まで、49番の1、49番の3、50番の1、50番の3、50番の5、50番の6、51番の1から51番の3まで、51番の5、51番の7、51番の9、51番の11の一部、52番の10の一部、61番の14、61番の18、62番の1、62番の9、63番の1、63番の3、63番の4、63番の6、63番の7、64番の1、64番の4、64番の5、64番の15から64番の17まで、65番の5、66番の1、66番の7の一部、66番の11、66番の12、66番の14から66番の16まで、92番の2、92番の3の一部、92番の6の一部、92番の7の一部、92番の19の一部、48番の3に接する公有地の一部、50番の1南西に接する公有地及び66番の1に接する公有地の一部
- 4 事務所の所在地
旭区二俣川2丁目56番地の1
- 5 設立認可の年月日
平成24年12月28日
- 6 事業計画変更の認可年月日
令和元年12月13日

横 浜 市 公 告 第 516 号

二俣川駅南口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、二俣川駅南口地区市街地再開発組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年12月13日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

区告示

神奈川区告示第12号（令和元年12月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、三ツ沢南町町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月3日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大井勝司 神奈川区三ツ沢南町 4番30号	澁谷朋美 神奈川区三ツ沢南町 7番23号

栄区告示第13号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、小山台町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月13日

横浜市栄区長 星 崎 雅 代

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	熊谷 貞夫 栄区小山台一丁目13 番12号	元石 泰博 栄区小山台一丁目6 番3号

区 公 告

中 区 公 告 第 245 号 (令 和 元 年 12 月 5 日 掲 示 済)

漂 流 物 (沈 没 品) の 引 渡 し

水 難 救 護 法 (明 治 32 年 法 律 第 95 号) 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き
次 の と お り 漂 流 物 (沈 没 品) の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き
渡 す 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 中 区 長 竹 前 大

- 1 拾 得 物 件
プ ラ ス チ ッ ク 製 ボ ー ト
大 き さ 長 さ 約 3.0 メ ー ト ル
幅 約 1.1 メ ー ト ル
高 さ 約 0.5 メ ー ト ル
重 さ 不 明
- 2 拾 得 場 所
中 区 南 本 牧 1 番 地 の 1 地 先
- 3 拾 得 年 月 日
令 和 元 年 10 月 28 日
- 4 拾 得 者
上 武 英 人

南区公告第 130 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月13日

契約事務受任者

横浜市南区長 松山弘子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 (㎡)
01-40-001	南区浦舟町2丁目33番地	南区総合庁舎	11.6

(3) 最低貸付料(年額)

01-40-001 1,309,600 円(計8台 1年分)

(4) 貸付期間

令和2年4月1日(水)から令和7年3月31日(月)まで(5年)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領(以下「事業者募集要領」という。)による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱(以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。又は、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録が認められている者以外で、指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 事業者募集要領記載事項及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件(入札物件)に飲料(酒税法(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。)等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 平成29年度及び平成30年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
 - (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
 - (9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間
令和元年12月13日(金)から令和2年1月17日(金)まで
 - (2) 交付場所
横浜市役所ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/sonota/minami/>
よりダウンロードすること。
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間
令和2年1月9日(木)から令和2年1月17日(金)まで
 - (2) 受付場所
南区浦舟町2丁目33番地
南区役所総務部総務課予算調整係（南区総合庁舎6階 67番窓口）
電話 045(341)1226
- 5 入札日時及び場所
令和2年1月31日(金)午後2時
南区浦舟町2丁目33番地
南区総合庁舎6階 602会議室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札

8 契約書作成の可否

横浜市が定める貸借契約書による契約書の作成を要する。

消防局

消防局公告第8号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月13日

契約事務受任者

横浜市消防局長 高坂 哲也

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)
01-21-002	保土ヶ谷区神戸町140番地の5 保土ヶ谷消防署3階食堂	0.68

(3) 最低貸付料(年額)

物件番号01-21-002 158,400 円

(4) 貸付期間

令和2年3月1日から令和6年3月31日まで

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日(ただし、基準日を別に定める場合を除く。)において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱(以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自ら

が貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 平成29年度及び平成30年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
 - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和元年12月13日から令和元年12月24日まで（午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の9

横浜市消防局総務部施設課（横浜市保土ヶ谷区総合庁舎5階）

電話 045(334)6575

※横浜市消防局ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/sonota-keiyaku/2019/shiyuzaisa_ninryo.html

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和2年1月6日から令和2年1月16日まで（午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町2番地の9

横浜市消防局総務部総務課（横浜市保土ヶ谷区総合庁舎5階）

電話 045(334)6526

- (3) 申込方法
持参による。電話、郵送による受付は行わない。
- 5 入札日時及び場所
令和2年1月28日午後2時
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市保土ヶ谷区総合庁舎5階 入札室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第8号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年12月13日

横浜市選挙管理委員会
委員長 吉原 訓

50分の1の数	62,295 人
6分の1の数	519,123 人
3分の1の数	1,038,246 人
選挙区ごとの3分の1の数	
鶴見区	79,591 人
神奈川区	66,904 人
西区	28,348 人
中区	39,387 人
南区	55,467 人
港南区	60,991 人
保土ヶ谷区	57,444 人
旭区	69,798 人
磯子区	46,689 人
金沢区	56,088 人
港北区	96,704 人
緑区	49,831 人
青葉区	85,299 人
都筑区	56,487 人
戸塚区	77,713 人
栄区	34,153 人
泉区	42,844 人
瀬谷区	34,513 人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
489,343 人

区 選 挙 管 理 委 員 会

栄 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 の 氏 名

令 和 元 年 12 月 1 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 栄 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 内 田 正 純

込 山 光 雄

港北区選挙管理委員会告示第13号

委員長等の氏名

令和元年12月2日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和元年12月13日

横浜市港北区選挙管理委員会
委員長 石井 一也

委員長

石井 一也

委員長職務代理者

片川 健治

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 元 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理
者 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 小 薬 征 男

委 員 長

小 薬 征 男

委 員 長 職 務 代 理 者

庄 司 優

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 元 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 12 月 13 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 田 中 敏 次

委 員 長

田 中 敏 次

委 員 長 職 務 代 理 者

高 橋 俊 雄

都筑区選挙管理委員会告示第14号

委員長等の氏名

令和元年12月2日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和元年12月13日

横浜市都筑区選挙管理委員会
委員長 横溝輝久

委員長

横溝輝久

委員長職務代理者

細野正隆

人事委員会

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月27日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第13号（令和元年11月27日揭示済）

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 前条の規定にかかわらず、任命権者は、条例第3条第1項又は第3項の規定による年次休暇の日数が10日以上となる技能職員（横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第4条第5号に定める技能職員等給料表（別表第5）の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該年次休暇を与えることとした日から1年以内の期間に、その日数のうち5日について、1日又は半日単位であらかじめ時季を指定して与えなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、任命権者は、条例第3条第1項又は第3項の規定による年次休暇の日数が10日以上となる職員（技能職員を除く。）に対し、当該年次休暇を与えることとした日から1年以内の期間に、その日数のうち5日について、1日又は半日単位であらかじめ時季を指定して与えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、条例第3条第3項の規定により休暇年度中途に年次休暇を与えることとした職員（翌休暇年度に年次休暇を与えることとする者に限る。）にあっては、年次休暇を与えることとした日の属する月を始期として、翌休暇年度の3月を終期とする期間の月数を12で除した数に5を乗じた年次休暇の日数について、当該期間中に1日又は半日単位であらかじめ時季を指定して与えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、任命権者は、前条の規定により1日又は半日単位で与えた年次休暇の日数分については、あらかじめ時季を指定して与えることを要しない。

5 任命権者は、前4項の規定により職員に年次休暇を時季を指定して与えるに当たっては、あらかじめ、当該職員に対してその旨を明らかにした上で、意見を聴取し、その意見を尊重しなければ

ならない。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。